

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20211201	株式会社鈴与カーゴ ネット静岡（法人番号 3080001009476）代表 者米澤貴博	静岡県静岡市清水区清開 3丁目4番21号	本社営業所	静岡県静岡市清水区清開 3丁目4番21号	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第10条 第1項	令和3年11月4日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
2	20211202	愛日興業株式会社(法人 番号5180001094952) 代表者大西要一	愛知県東海市名和町塚森 35番地の3	本社営業所	愛知県東海市名和町塚森 35-3エーストピアグリーンハイ 102	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 5項	令和3年10月25日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)	0	0
3	20211202	有限会社勝目産業(法人 番号9180002065643) 代表者諸麥浩之	愛知県春日井市桃山町 5102番地の17	本社営業所	愛知県小牧市中央4丁目 161番地サンウイレッジS・TⅡ 206号室	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第 1項及び第2項	令和3年10月5日及び令和3年10月25日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	0	0
4	20211207	有限会社帯広配送(法人 番号2460102000635) 代表者内山幸也	北海道帯広市西24条北2 丁目5番地88	岐阜営業所	岐阜県各務原市川島小網 町字前河原2146-154-202	輸送施設の使用停止 (90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和3年6月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	9	9
5	20211207	東海警備保障株式会 社(法人番号 8180001012829)代表者 馬場善志雄	愛知県名古屋市中区清水 5丁目8番1号	本社営業所	愛知県名古屋市中区清水 5丁目801番地	輸送施設の使用停止 (50日車)	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項	令和3年7月16日、無免許運転を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
6	20211208	鉄興運輸株式会社(法人番号2080001008693) 代表者片瀬健	静岡県静岡市清水区村松1-4-40	本社営業所	静岡県静岡市清水区村松1-4-40	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項	令和3年7月20日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	1	1
7	20211208	有限会社東申産業(法人番号6080102012566) 代表者三浦訓好	静岡県駿東郡清水町湯川122番地の8	本社営業所	静岡県駿東郡清水町卸団地145番地	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年4月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(12)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
8	20211209	栗木運輸株式会社(法人番号1180001096408) 代表者栗木和夫	愛知県津島市神守町字4丁16	本社営業所	愛知県津島市神守町字4丁16	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年8月5日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	5	5
9	20211210	市川運送株式会社(法人番号5040001041043) 代表者三浦光一	千葉県松戸市秋山一丁目3番地の18	伊吹営業所	岐阜県不破郡垂井町宮代字境野1405-7	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年5月24日及び令和3年6月2日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
10	20211210	結城運輸倉庫株式会社（法人番号9010601007351）代表者結城賢進	東京都江東区深川1-6-29	藤枝営業所	静岡県藤枝市善左衛門2丁目1番地の7	輸送施設の使用停止（10日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	令和3年7月6日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(2)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)	1	1
11	20211210	株式会社アイム（法人番号3210001009388）代表者刀根真美	福井県坂井市坂井町上新庄2字23番地3	本社営業所	福井県坂井市坂井町上新庄2字23番地3	輸送施設の使用停止（130日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和3年6月11日及び令和3年8月4日、監査方針に基づき、監査を実施。16件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)整備不良車両運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(4)点検整備記録簿等の未記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(9)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(12)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(13)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(15)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)、(16)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
12	20211210	株式会社宮里（法人番号6210001017413）代表者宮里結	福井県越前市向陽町52番地	本社営業所	福井県越前市向陽町52番地	輸送施設の使用停止（30日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年7月1日、監査方針に基づき、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行指示書の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(6)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)事業報告書及び輸送実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
13	20211210	株式会社勝股運送（法人番号3200001022739）代表者勝股武彦	岐阜県瑞浪市稲津町萩原1476番地の1の1	本社営業所	岐阜県瑞浪市稲津町萩原字清水垣外1476-1-1	輸送施設の使用停止（170日車）	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年7月8日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(4)過積載運送防止の指導及び監督の怠慢(貨物自動車運送事業輸送安全規則第4条)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	17	17
14	20211210	株式会社大河内運送（法人番号8080001000793）代表者築地勝好	静岡県静岡市葵区東1丁目32番1号	本社営業所	静岡県静岡市葵区東1丁目32番1号	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和3年7月15日、監査方針に基づき、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
15	20211210	株式会社北十（法人番号3180001007362）代表者阪野加士	愛知県名古屋港区川園3丁目168-4	本社営業所	愛知県名古屋港区川園3丁目168-4	輸送施設の使用停止（50日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年4月27日及び令和3年6月21日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(9)運行管理者の解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	5	5
16	20211210	丸市運送株式会社（法人番号3200001021022）代表者加藤勝伺	岐阜県多治見市大原町2-17	本社営業所	岐阜県多治見市大原町2-17-1	輸送施設の使用停止（70日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和3年6月11日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
17	20211210	有限会社橋本水産輸送(法人番号9190002021505) 代表者橋本幸芳	三重県四日市市河原田町712	本社営業所	三重県四日市市貝塚町字八之縄280-17	輸送施設の使用停止(120日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年3月24日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(9)運行指示書の記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(10)運転者台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(13)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、	12	12
18	20211216	大豊物流株式会社(法人番号5080001014202) 代表者大井主税	静岡県牧之原市細江6054-1	本社営業所	静岡県牧之原市細江6244番地	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年11月9日、監査方針に基づき、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
19	20211217	株式会社クロト(法人番号2180301022888) 代表者下田将之	愛知県西尾市丁田町五助57番地	岡崎営業所	愛知県岡崎市大平町字大河内12番1	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年8月6日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
20	20211220	大橋運輸有限会社(法人番号1210002000760) 代表者大橋寛孝	福井県福井市小稲津町39-71	本社営業所	福井県福井市小稲津町参九字下畑44-1,45-1,43-1	輸送施設の使用停止(195日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年4月5日及び令和3年4月21日、酒気帯び運転による重傷事故を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)日常点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)	20	20

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和3年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
21	20211227	佐野運輸株式会社(法人番号4080101008609) 代表者佐野一弘	静岡県富士市今泉字三条318-2	本社営業所	静岡県富士市今泉字三条318-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和3年10月18日及び令和3年11月19日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)乗務等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)事故の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(8)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。